

財物賠償等に関する 要 望 書

平成25年6月7日

福島県商工会連合会
会 長 轡田 倉治

平素は、福島県内中小・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災、原子力発電所事故からまもなく2年と3カ月を迎えます。甚大な被害を受けた地域においては復旧・復興事業が遅れ、生活・生産活動は制約され、本格的な復興・再生には未だ道半ばであります。

また、原発事故に伴う、地域の産業の復興・再生には依然として大きな課題があり、とりわけ風評被害の拡大と震災被害の風化も強く懸念するものであります。

警戒区域等の区域見直しが進んでおりますが、依然として、多くの事業者が地域に帰還できない状況にあります。

原子力損害賠償は、原発事故により、未曾有の被害を受けた事業者にとり、被害実態に見合った十分な賠償を受けるべきであり、東京電力は、そのために最大限の努力を行う責務があります。しかし、今般、東京電力が示した財物損害に対する基準（算出方法）は、被害実態に見合った十分な賠償ではありません。

これだけ大規模で、長期間にわたり被害を与え、生活基盤の全てを喪失させた事故の原因者としての責任と姿勢に強く遺憾を示すものであります。

先般、対象地区11商工会長による原子力損害賠償（財物賠償等）に関わる連絡会議を開催し、席上、東京電力（株）に「要求書」を提示しましたが、明解な改善回答は得られませんでした。

財物賠償については、事業者が早期の事業再建を図るためにも極めて重要であります。東京電力に対し、賠償の基準等の見直し、改善等の要求を繰り返して行っても、国による「指針」を盾にし、既に自社の許容範囲を超えているとして、改善を図ることができません。

ついては、下記の要望事項について国として特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 財物価値の減少率を賠償するという東電基準の根本的考えの是正について

避難指示区域の見直しに関わる賠償基準は、被害事業者の事業再建に密接に関わる極めて重要なものである。

しかしながら、東京電力が一方的に示した賠償基準（算出方法）は、被害実態に見合った十分な賠償ではない。

財物賠償に関わる賠償は、原発事故前と同等の事業再建を図り、元の生活が回復できる状態を実現する賠償額を設定されるべきである。

また、耐用年数経過後の資産について、取得価額の20%が時価相当額となる償却資産係数を設定し賠償するという基準を示しているが極めて不適切である。

物の価値は年数によって判断するものでなく、原発事故が起きなければ、その財物価値は失われることはなく、継続して使用することによって利益を生んできたものである。

については、個々の実情に応じ管理不能にさせられた資産の修繕費又は再取得価格を全額賠償し、あくまでも、被害事業者が選択した事業再開場所での再建に十分足りる再取得価格を賠償するよう基準を見直し、国として、被害の状況・実態を十分に把握し、被害者の立場に立った意見等を十分に反映した賠償基準とすることを要望する。

II. 賠償期間の終期延長について

事業再開の目途が立たない事業者が多いにも関わらず、営業損害に対する賠償期間の終了時期が示された。

東京電力は事業再開状況に応じては個別に賠償を継続するとしているが、具体的には明言していない。

については、賠償を継続する場合の程度を示し、賠償対象期間終了後も引き続き適切に賠償することを明示するよう要望する。

III. 賠償金に対する免税措置等について

減収分等に対して支払われる賠償金については、通常の場合における税制上の取扱いとは異なるため免税措置を講じるよう強く要望する。

特に、財物賠償金（棚卸資産）については、地域コミュニティが喪失してい

る状況にあつて、事業再開等に必要な資金としては全く十分でない賠償である。
については、税制の在り方を踏まえ被害者救済の視点を十分に反映し、免税として扱うことを要望する。

IV. 財物賠償にかかる消費税の扱い（税抜）基準の見直しについて

財物賠償（棚卸・償却資産）においては、税抜きによる請求を基本と示されたが、被災事業者の事業規模などにより消費税の扱いは様々である。

また、そもそも実際に商品等の仕入れや償却資産の購入においては実際取得するために支払った消費税分も損失を受けている。

については、財物賠償にかかる消費税の扱い（税抜）基準を見直し、財物賠償に関わる消費税の扱い（税抜）基準による請求が可能となるよう要望する。

V. 少額資産等の定額賠償金にかかる基準の見直しについて

個人事業者に対し、帳簿に記載のない償却資産に対する定額賠償金が示されたが、特に小規模な事業者は、資産管理に必要な書類等が整備されていないケースもあり、事実上、提示することが困難であり、それが一様に定額になるのは適切な賠償でなく、加えて、賠償額の設定が極めて低い。

については、帳簿に記載のない償却資産であっても、個々の被害者の実情を尊重した賠償となるよう基準の見直しを要望する。

VI. 東京電力の賠償体制及び姿勢に関わる国としての指導徹底について

東京電力は「総合特別事業計画」（2013/1/15改定）において、福島復興本社のもと、福島現場拠点要員を増員し、2つのユニットを整備し賠償にあたることを示しているが、個々の請求案件においては「取り扱い方が異なる」「基準運用の承認のバラつき」などが解消せず、各地域相談窓口と審査部門間において依然として連携がとれていないと見られ、より複雑化を招いている状況にある。

については、現場窓口に対する審査権限等を委譲するなど、円滑な賠償体制が図れるよう国としての指導徹底を要望する。

Ⅶ. 避難地域全体のグランドデザインについて

避難等指示区域及びその周辺地域においては、生活環境等の復旧見直し等の違いにより、住民の不安が増大している。中小・小規模事業者は、地域コミュニティが崩壊し、事業再開の目途が立たない状況にある。

避難地域等全体の希望の持てるグランドデザインを国が早期に示すことは、今後の復興の基礎となるものであるので、早急に全体的な復興像を明確に示すよう要望する。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町1番20号（コラッセふくしま 9F）
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413